

産廃ネットへ参加呼びかけ

優良認定は情報公開が必須

今回の処理法改正で創設された優良産廃処理業者認定制度は処理業者の事業の自身をインターネットなどで公表することが必須となる。そうした中、全国で唯一、廃棄物の種類などを条件に全国規模で許可業者を検索できるシステム「産廃情報ネット」への問い合わせが増えている。同ネットは、(財)産業廃棄物処理事業振興財団(03・3526・0155)が運営、情報公開を前提とする新制度をサポートするツールの一つ。同財団は、新制度をきっかけに優良業者を目指す処理業者に同ネットへの参加などを呼びかけている。

今回の処理法改正で創設された優良産廃処理業者認定制度は処理業者の事業の自身をインターネットなどで公表することが必須となる。そうした中、全国で唯一、廃棄物の種類などを条件に全国規模で許可業者を検索できるシステム「産廃情報ネット」への問い合わせが増えている。同ネットは、(財)産業廃棄物処理事業振興財団(03・3526・0155)が運営、情報公開を前提とする新制度をサポートするツールの一つ。同財団は、新制度をきっかけに優良業者を目指す処理業者に同ネットへの参加などを呼びかけている。

今回の処理法改正で創設された優良産廃処理業者認定制度は処理業者の事業の自身をインターネットなどで公表することが必須となる。そうした中、全国で唯一、廃棄物の種類などを条件に全国規模で許可業者を検索できるシステム「産廃情報ネット」への問い合わせが増えている。同ネットは、(財)産業廃棄物処理事業振興財団(03・3526・0155)が運営、情報公開を前提とする新制度をサポートするツールの一つ。同財団は、新制度をきっかけに優良業者を目指す処理業者に同ネットへの参加などを呼びかけている。

今回の処理法改正で創設された優良産廃処理業者認定制度は、処理業を振興・育成する観点から、規制の見直しや合理化などを行っている。中でも、良業者として認定する

もの。認定されると、許可の有効期間が従前の5年から7年に延長される。その基準に、法人に関する情報や事業計画の概要、処理施設や処理の状況をインターネットで公表、一定頻度で更新することが盛り込まれた。

同財団の「産廃情報ネット」に登録、公開している処理業者は約4500社に上る。旧制度である「優良性評価制度」に基づき、同ネットなどから情報公開するなど優良な業者を指している処理業者は約1470社に上る。

これらの処理業者が新制度で追加された項目を含めて3月末までに新基準を満たして公表していれば、4月1日時点で新制度の基準を満たせる。このため、新制度下で最も早く認定を受ける処理業者が4月早々にも誕生することになる。

一方、こうした制度に対する排出事業者側の関心度合いが気になるところ。旧制度では、いまひとつ制度の狙いなどが伝わりにくかったとされるが、今回は、許可の有効期間が違うこと、優良であることが許可証に表示され、これまで比べ、排出事業者にわかりやすく伝えやすくなったとみられる。

同財団は今後、産廃情報ネットの排出事業者側へのアピールにも力を入れる方針。排出事業者の理解が広がれば新制度や同ネットへの注目度も高まり、排

出事業者、処理業者双方にとって使い勝手の良いものになることが

期待されている。

同ネットでは、排出事業者が委託先の情報を自動的にメールで受け取ったり、管理できる機能を拡充強化するほか、全国の優良な処理業者をいっぺんに、かつさまざまな角度から検索できるシステムを目指している。